

### 8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成26年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に 対する販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,629	kℓ X	kℓ 211	kℓ 1,211
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	159	230	54	230
連続式蒸留しょうちゅう	X	X	X	X	X	462	X	55	402
単式蒸留しょうちゅう	37	6,383	13,450	998	726	24,367	13,500	2,924	14,226
み り ん	-	-	-	-	-	656	561	81	561
ビ ー ル	-	18,881	4,429	104	102	45,440	19,301	3,203	19,404
果 実 酒	-	-	19	56	-	5,649	3,003	586	3,003
甘 味 果 実 酒	-	-	26	15	-	1,108	129	28	129
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	1,155	X	120	524
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	44	38	10	38
発 泡 酒	-	8,386	1,540	18	24	40,673	19,302	3,197	19,326
原料用アルコール・スピリッツ	-	11	34	5	6	12,547	3,076	998	3,082
リ キ ュ ー ル	-	17,796	1,078	52	46	98,342	34,836	6,151	34,882
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	14,498	X	424	8,239
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	37	51,456	20,589	1,249	906	246,728	104,354	18,041	105,260

調査期間等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 21 年 度	1,016	283	19,044	25,750	69,447	115,539
平成 22 年 度	1,290	266	20,388	26,374	86,452	134,768
平成 23 年 度	1,159	229	15,145	21,958	68,879	107,368
平成 24 年 度	1,186	241	16,074	20,295	68,927	106,726
平成 25 年 度	1,211	230	14,628	19,404	69,784	105,260

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(注) 2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

## (3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゆう	単式蒸留 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
那覇	388	24	152	4,316	128	5,480	876	33	180	20	5,156	973	11,040	2,718	31,484	那覇
宮古島	46	3	20	831	26	668	84	4	20	1	1,028	133	1,255	357	4,476	宮古島
石垣	52	9	23	1,051	35	1,539	140	6	24	1	1,254	65	1,650	485	6,335	石垣
北那覇	261	165	106	2,901	226	5,020	939	31	131	8	3,541	698	6,518	1,996	22,542	北那覇
名護	84	6	19	1,401	43	1,801	158	9	33	1	2,121	213	2,827	435	9,151	名護
沖縄	382	23	83	3,724	103	4,896	807	46	137	7	6,226	999	11,592	2,248	31,273	沖縄
総計	1211	230	402	14,226	561	19,404	3,003	129	524	38	19,326	3,082	34,882	8,239	105,260	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免取 消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数						
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)	場			者	者					
清 酒	5	-	-	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	内	2	3				
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-			
連続式蒸留しょうちゅう	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	内	-	2	
単式蒸留しょうちゅう	52	-	-	1	5	-	14	6	9	2	9	1	3	-	-	-	-	-	2	51	5	51	内	4	50		
み り ん	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-		
ビ ー ル	8	-	-	1	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7	3	3	内	2	6	
果 実 酒	9	-	-	1	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	8	4	1	内	3	7	
甘 味 果 実 酒	8	-	-	1	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	3	1	内	2	7	
ウ イ ス キ ー	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	内	-	3	
ブ ラ ン デ ー	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内	2	2
原料用アルコール	26	-	-	-	9	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	26	1	-	内	1	26	
発 泡 酒	10	-	-	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	9	3	1	内	2	8
そ の 他 の 醸 造 酒	5	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	内	2	4	
ス ピ リ ッ ツ	51	-	-	2	6	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	49	5	2	内	4	48	
リ キ ュ ー ル	29	-	-	2	11	2	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	27	3	1	内	2	26	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	
雑 酒	11	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	10	1	-	内	1	10	
合 計	223	-	-	14	55	5	27	10	11	3	9	1	3	-	-	3	82	209	36	62	内	27	202				
各酒類を 通じた もの	平 成 23 年 度				11	6	14	9	5	4	8	2	2	-	-	1	1	63	8		内	5	61				
	平 成 24 年 度				9	1	22	7	5	3	8	1	3	-	-	1	2	62	7		内	5	61				
	平 成 25 年 度				7	2	15	7	12	2	9	1	3	-	-	1	3	62	6		内	4	60				

調査対象等：平成26年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成25年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清酒	-	-	-	2	-	-	2	-
合成清酒	-	-	-	1	-	-	1	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	1	-	-	1	-
単式蒸留しょうちゅう	4	2	-	2	13	-	21	20
みりん	-	-	-	1	-	-	1	-
ビール	-	-	-	3	-	-	3	1
果実酒	-	-	-	2	-	-	2	-
甘味果実酒	-	-	-	2	-	-	2	1
ウイスキー	-	-	-	2	1	-	3	-
ブランデー	-	-	-	2	-	-	2	-
原料用アルコール	2	-	-	1	7	-	10	-
発泡酒	-	-	-	1	-	-	1	-
その他の醸造酒	-	-	-	1	-	-	1	-
スピリッツ	4	1	-	2	10	-	17	-
リキュール	1	1	-	3	9	-	14	-
粉末酒	-	-	-	1	-	-	1	-
雑酒	-	-	-	1	-	-	1	-
合計	11	4	-	28	40	-	83	22
うち実蔵置場数	4	2	-	3	13	-	22	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成26年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
-	-

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	1	-
もろみ	8	-

## (3) 販売業免許場数

区分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数										
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計												
販卸 売売 方に 法限 にる 条旨 件の が条 付件 さが れ付 てさ いれ ない ても いる のる 及も びの	全	酒	類	4	1,018	1,022	113	629								
		ビ	ー	ル	-	-	-	-	-							
		洋		酒	4	6	10	1	3							
		輸	出	入	酒	類	5	7	12	1	7					
		店	頭	販	売	酒	類	-	1	1	-	-				
		協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-	-				
		自	己	商	標	酒	類	-	2	2	-	1				
		自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	-	1	1	-	-			
			合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	1	15	16	-	19
			ビ	ー	ル	1	1	2	-	-	-	-	-			
			洋		酒	2	3	5	-	-	-	-	3			
			計	4	20	24	-	-	-	22						
		期	限	付	-	-	-	-	-	-	-					
		そ	の	他	の	酒	類	-	3	3	-	2				
		合	計	17	1,057	1,074	115	664								
	合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-	-	
		卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-	-	
		製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	-	-	-		
販の 売条 方件 法が 付に され 小売 てに 限る も 旨の	全 酒 類	一	般	の	も	の	/	/	1,964	60	1,588					
		期	限	付	/	/	-	-	-							
		特	殊	の	も	の	/	/	1	-	-					
		計	1,965	60	1,588											
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も	の	/	/	99	7	70					
		期	限	付	/	/	-	-	-							
		特	殊	の	も	の	/	/	-	-	-					
		通	信	販	売	だ	け	の	も	の	28	-	19			
		計	127	7	89											
	合	計	2,092	67	1,677											
媒	介	業	/	/	5	-	3									
代	理	業	/	/	-	-	-									

調査時点：平成26年3月31日

用語の説明：

- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
- 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
- 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
- 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造																								販売業免許場数				税務署名												
	清酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゆう		単式蒸留 しょうちゆう		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ			リキュール		粉末酒		雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業	
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数		免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数		
那覇							7	7			1	1	1	1	1	1					5		1				6		5	1			1		28	10	238	163	663	428	那覇
宮古島							7	7																1	1			6		1				15	8	73	49	107	93	宮古島	
石垣							10	10			1	1	1	1	1	1					5		1				9		3			3		34	11	88	54	172	143	石垣	
北那覇	2						9	9			1	1	1	1	2	2			1		6		1			2	10	1	5		1		41	10	183	112	356	324	北那覇		
名護	1						12	12			3	1	2	1	2	2		1			5		3		1		12	1	8		3		53	15	243	154	303	281	名護		
沖縄	1					2	2	6	6			1		3	1	1	2	1			5		2		1		6		5		2		38	8	249	132	491	408	沖縄		
総計	4					2	2	51	51			7	3	8	1	7	1	3		2		26		9	1	4		49	2	27	1		10		209	62	1,074	664	2,092	1,677	総計

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。